

2022 年 11 月 11 日

通貨ニュース

新興国：インド、タイ、ベトナムとメキシコが 監視リストから外れる

11 月 10 日に米財務省は半期に一度の為替政策報告書 (Semiannual Report on Macroeconomics and Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States) を発表した。米財務省は為替政策報告書を 4 月と 10 月の 15 日までに毎年 2 回、議会に提出することになっている。前回の為替政策報告書は 2022 年 6 月 10 日に発表されており、今回は 11 月の発表となった。

2016 年 4 月以降の為替政策報告書では、外国の為替政策に対する監視体制を強化しており、3 つの基準を掲げてきた。具体的には①巨額の対米貿易黒字 (財・サービス、150 億ドル以上)、②大幅な経常黒字 (GDP 比+3%以上) もしくは実際の経常黒字と米財務省の計量モデル「GERAF」に基づいて算出される「最適な経常収支 (optimal current)」を比較して、その乖離が GDP 比で 1% 以上となる場合 (GERAF はファンダメンタルと適切なポリシーミックスを前提に最適な経常収支水準を推計する) ③外国為替市場での継続的かつ一方的な外貨買い為替介入 (ネット為替介入額が GDP 比+2%以上、過去 12 か月のうち 8 か月間で実施)。これらの 3 つの基準に全て合致した場合「為替操作国」と認定し、その国に対し二国間協議や一定の対抗措置を実施するとしている。2 つの基準に抵触した場合は「監視リスト」入りとなる。

前回の為替政策報告書ではスイスが 3 つの基準を全て満たしていたが、為替操作国の認定は見送られていたため、監視リストには中国、日本、韓国、ドイツ、イタリア、マレーシア、シンガポール、タイ、台湾、ベトナムとメキシコが入っていた。

今回の為替政策報告書では、2 回連続で 1 つの基準しか満たさなかった、インド、タイ、ベトナム、メキシコとイタリアが監視リストから外れる格好となった。一度監視リスト入りになると、1 つの基準しか満たしていなくても、その状態が 2 回連続で解消されないとリストから外れることはない。今回の監視リストに引き続き残ったのは、中国、日本、韓国、ドイツ、マレーシア、シンガポールと台湾の 7 か国となった。スイスは前回同様①、②、③の基準を全て満たしていたが為替操作国の認定は見送られている。引き続きスイスとは二国間の取り組みを強化し、対外不均衡の根本的な要因に対処するための方策などについて協議するとしている。一方、中国は前回から①の 1 つの基準しか満たしていないものの、大規模な自国通貨売り・外貨買い介入を行っている可能性があるとの認識を示し、透明性が欠如しているため監視の必要性があるとされた。なお、日本については、介入を批判する表現はなかった。為替介入の公表に透明性があるとし、大規模で自由な為替市場において、介入は極めて例外的な状況に限定し、事前に適切な協議を行うものとの定例の文言は維持された。

市場営業部

大島 由喜

03-3242-7065

yuki.ooshima@mizuho-bk.co.jp

今回も前回同様、3 つの基準を満たしている国があったものの、為替操作国の認定は見送られた。また、前回の為替政策報告書からバイデン政権は、米国の労働者に対して人為的に通貨価値を操作することにより不当な優位性を得ようとする米国の貿易相手国の試みに強く反対する姿勢を継続して示している。米財省は、他の経済国に G20、G7 や IMF で交わした為替レートに関するコミットメントを遵守するように圧力をかけ続けるとし、引き続き通貨の過小評価や対外不均衡の是正を求めている。米財務省の変わらない姿勢は引き続き、各国や各地域の通貨当局による自国通貨売り・外貨買いへの牽制となるだろう。

図表 1: 米国為替政策報告書における監視リストの現状(2022 年 11 月)

	為替介入			経常収支			貿易収支 10億ドル	3つの基準に 抵触	監視対象
	純外貨購入額		持続的介入	規模					
	対GDP比	10億ドル		対GDP比	3年間変化	10億ドル			
カナダ	0.0%	0	No	0.2%	2.5%	5	51		
メキシコ	0.0%	0	No	-0.8%	0.5%	-10	118		
中国	0.1～1%	17～182	Yes	2.0%	1.2%	367	382		○
日本	0.0%	0	No	1.8%	-1.6%	82	62		○
ドイツ	0.0%	0	No	5.4%	-2.1%	228	72		○
英国	0.0%	0	No	-4.3%	0.1%	-138	-14		
韓国	-2.1%	-38	No	4.0%	0.0%	71	32		○
アイルランド	0.0%	0	No	13.1%	21.0%	68	9		
インド	-0.9%	-30	No	-2.1%	0.0%	-69	48		
スイス	2.8%	23	Yes	8.0%	5.0%	65	16	◎	
台湾	-1.0%	-8	Yes	14.7%	3.7%	116	49		○
オランダ	0.0%	0	No	5.5%	-2.7%	56	-34		
フランス	0.0%	0	No	-0.4%	-0.4%	-10	18		
ベトナム	-2.9%	-11	No	-1.6%	-2.8%	-6	105		
シンガポール	15.6%	64	Yes	19.4%	4.0%	80	-31		○
ブラジル	-1.6%	-28	No	-1.9%	0.9%	-34	-30		
イタリア	0.0%	0	No	1.2%	-1.7%	24	41		
マレーシア	-1.7%	-7	No	2.5%	-0.7%	10	39		○
タイ	-3.4%	-17	No	-3.3%	-8.4%	-17	38		
オーストラリア	-0.2%	-3	No	2.2%	3.1%	36	-25		
ユーロ圏	0.0%	0	No	0.9%	-1.7%	131	118		

注: 監視リスト入りの基準は、①対米貿易黒字(年間 150 億ドル以上)、②経常黒字(GDP 比で+3%以上もしくは GERAFF に基づく「適切な経常収支」と実際の経常収支の乖離(ギャップ)が 1%以上)、③一方的且つ継続的な外貨買い為替介入(GDP の+2%以上、過去 12 か月のうち 8 か月間で実施)。

出所: 米財務省、みずほ銀行

当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。当資料は信頼できると判断した情報に基づいて作成されていますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前連絡なしに変更されることもあります。投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。また、当資料の著作権はみずほ銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。なお、当行は本情報を無償でのみ提供しております。当行からの無償の情報提供を望まれない場合、配信停止を希望する旨をお申し出ください。